

## ワンタイムパスワード利用規定（淡陽ビジネスWEBバンキング）

（令和3年5月6日現在）

### 1. ワンタイムパスワードについて

ワンタイムパスワードとは、振込サービス等の利用に際し、当組合所定のワンタイムパスワード生成器（以下、「ハードウェアトークン」といいます。）もしくは情報提供サービス対応携帯電話・スマートフォンにインストールされた生成器（以下、「ソフトウェアトークン」といいます。）により生成および表示された可変的なパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）をいいます。

### 2. 利用対象者

ワンタイムパスワードの利用対象者は、淡陽ビジネスWEBバンキングの契約者のうち次条による利用申込を行った契約者で、当組合が承諾した法人および個人事業主の方とします。

### 3. 利用申込・利用方法

契約者がワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、当組合所定の申込書により利用申込を行ったうえで、当組合所定の方法によりハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンの発行手続きを行うものとします。なお、利用申込後、次の利用開始手続きが終了するまで淡陽ビジネスWEBバンキングで利用できる機能が制限されます。

#### （1）ハードウェアトークン

契約者は、当組合所定の方法によりワンタイムパスワードの利用開始手続きを行います。契約者が、当組合所定の登録画面にトークン裏面に記載のシリアル番号および表示されるワンタイムパスワードを入力し、これらと当組合が保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードが一致した場合、当組合は契約者からの利用開始依頼とみなしワンタイムパスワードの提供を開始します。

#### （2）ソフトウェアトークン

契約者は、当組合所定の方法によりワンタイムパスワードの利用開始手続きを行います。契約者が入力したワンタイムパスワードと当組合が保有するワンタイムパスワードが一致した場合、当組合は契約者からの利用開始依頼とみなしワンタイムパスワードの提供を開始します。

### 4. ワンタイムパスワードによる本人確認手続き

ワンタイムパスワードの利用開始後は、当組合は淡陽ビジネスWEBバンキングの本人確認について、契約者から通知された電子証明書またはログインIDおよびログインパスワードに加えて、ワンタイムパスワードにより行います。

### 5. 利用手数料

- （1）ハードウェアトークンについては、1契約に1個の申込に限り無料とし、2個目の追加申込から当組合所定の利用手数料が必要です。また、毀損・紛失・盗難における再

発行は、当組合所定の再発行手数料が必要です。ハードウェアトークンの追加利用手数料は、各預金規定にかかわらず、小切手または預金通帳及び払戻請求書なしに代表口座から自動的に引落します。

- (2) ソフトウェアトークンの利用手数料は無料です。
- (3) 当組合は、ホームページ等で掲示することにより手数料等を変更する場合があります。

## 6. 有効期限

### (1) ハードウェアトークンの場合

トークンの有効期限は、当組合所定の期限までとします。有効期限が近づいた場合、トークンの有効期限までに新しいトークンを契約者の届出住所あてに郵送します。契約者は新しいトークンを受領後、当組合所定の期間内に所定の方法で利用登録を行う必要があります。

### (2) ソフトウェアトークンの場合

トークンの有効期限は、当組合所定の期限までとします。有効期限が近づいた場合は、その旨をトークンに表示しますので、契約者は有効期限の更新手続きを行う必要があります。

## 7. 紛失・盗難

ハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンをインストールした携帯電話・スマートフォンが紛失・盗難に遭った場合、またはその恐れがある場合や、偽造・変造等により他人に使用される恐れが生じた時、または、他人に使用されたことを認知した時は、ただちに当組合に届け出るものとします。当組合は、この届出を受付した時は、ただちにワンタイムパスワード利用中止等の必要な措置を行います。

## 8. 再発行

- (1) 契約者は、毀損・紛失・盗難・故障等によりハードウェアトークンの再発行を希望する場合、当組合所定の方法により再発行の依頼を行うことができます。当組合がハードウェアトークンの再発行の依頼を受付けた場合、当組合は、ハードウェアトークンを再発行のうえ、契約者の届出住所あてに郵送します。
- (2) ハードウェアトークンの再発行を行った場合、契約者は再度利用開始手続きを行うものとします。
- (3) ハードウェアトークンが発見された場合、当組合へ返却してください。なお、返却されない場合、遡って利用手数料が必要となる場合があります。

## 9. 免責事項等

- (1) ハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンをインストールした携帯電話・スマートフォンは契約者が厳重に管理し、第三者への開示・譲渡・貸与を禁止します。また、紛失・盗難等に遭わないように十分注意してください。ハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンをインストールした携帯電話・スマートフォンおよび

ワンタイムパスワードの利用・管理において契約者に損害が生じたとしても当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き当組合は一切責任を負いません。

- (2) ワンタイムパスワードの利用開始後、振込サービス等の利用に際し、ワンタイムパスワードによる本人確認を行いますので、契約者は当組合所定の方法で入力することとします。契約者が入力したワンタイムパスワードと、当組合に登録されている情報が一致した場合、当組合は契約者からの取引とみなして取扱い、ワンタイムパスワードの使用について不正使用その他の事故があっても当組合は一切責任を負いません。
- (3) ワンタイムパスワードを当組合所定の回数連続して誤入力された場合、当組合はワンタイムパスワードが必要な取引の利用を停止します。そのために生じた損害について当組合は一切責任を負いません。
- (4) 当組合がハードウェアトークンの発行または再発行依頼を受け契約者の届出住所あてに郵送する際に、当組合の責めによらない事由により、第三者が当該トークンを手にしたとしても、そのために生じた損害については、当組合は一切責任を負いません。
- (5) ハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンをインストールした携帯電話・スマートフォンの故障等の事由で取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害については、当組合は一切責任を負いません。

#### 10. 利用停止・解約

- (1) ワンタイムパスワードの利用を停止する場合は、当組合所定の方法によるものとします。
- (2) ソフトウェアトークンをインストールした携帯電話・スマートフォンを変更する場合は、契約者が当組合所定の方法により利用解除手続きを行い、あらためてトークン発行手続きを行います。
- (3) 契約者が本利用規定に違反した場合等、当組合がワンタイムパスワードの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合、当組合はいつでも契約者に事前に通ずることなくワンタイムパスワードの利用を停止することができるものとします。
- (4) ワンタイムパスワードの契約は当事者の一方の都合でいつでも解除することができます。ただし、契約者の都合による解除は、契約者が当組合所定の書面により通知するものとします。その際、ハードウェアトークンは当組合へ返却してください。また、当組合が解除する場合は、当組合所定の方法で解除する旨を通知することにより行います。
- (5) ワンタイムパスワードの契約は、契約者が淡陽ビジネスWEBバンキングを解約した時点で解約されたものとします。

#### 11. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、淡陽ビジネスWEBバンキング利用規定、ならびに当組合所定の普通預金・総合口座取引・当座勘定および当座勘定貸越約定書の各規定によるものとします。

## 12. 規定の変更

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

以 上  
淡陽信用組合